

広島県水道広域連合企業団管理規程第19号

広島県水道広域連合企業団企業長の権限に属する事務の一部を副企業長に委任する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団企業長の権限に属する事務の一部を副企業長に委任する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、企業長の権限に属する事務の一部を副企業長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 企業長は、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定による双方代理の禁止に抵触する契約の締結に関する事務を副企業長に委任する。

(副企業長の代理)

第3条 副企業長に事故があるとき又は副企業長が欠けたときは、前条の規定中「副企業長」とあるのは、「広島県水道広域連合企業団企業長の職務を代理する職員を定める規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第7号）に定める職員」とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。